

經濟論叢

第(十五卷 第六號

-
- ユートピアについて……………穂積文雄 1
- 資本主義の運動法則における
論理的なものと歴史的なもの(≡)…吉村達次 27
- 明治前期における輸出関税撤廃論争…梅津和郎 43
- ソイトリングの生涯と
『調和と自由の保証』……………高橋正立 58
-

昭和三十五年六月

京都大學經濟學會

明治前期における輸出関税撤廃論争

梅津和郎

一 輸出税全廃運動の展開

「茲に謹て海内各地輸出入に従事せらるる諸君に向ひ、輸出税は如何に諸君の囊中より仕払はれ居るやの事実を陳述し、共に輸出税全廢の義挙に尽力せられんことを希望せざるべからず、蓋し世間往々輸出税は開港地に於ける外国商人の仕払ふ所なるを以て、内地人民に影響なきものの如く思惟するものあり、然れども外國商人にして此税を仕払ふときは彼が諸君より買入るに當りて此税金丈け廉価すべきに付き、畢竟諸君か自ら之を払はるるに異ならざるなり、今簡單なる一例を以て之を解説せん、譬へば東京は四方より米穀の輸入する所なり、仙台米も来り、肥後米も来り、近江米も来る所なり、然るに茲に仙台に於て其輸出入に課税したと仮定せよ、東京に於ける仙台米の相場は其輸出入税丈け騰貴すべき乎、決して然らざるべし、東京に於ける仙台米の相場は、仙台に輸出税あるとなぎとに係らず同一

なるべし、然らば其輸出税は仙台なる米業諸人等の仕払ふ所に於て、仙台の米価は東京に比して其輸出入税及び運送費丈け低價ならざるべからず、我國輸出入物に對して輸出入税の結果は全く之に異ならざるなり、…(中略)…且つ夫れ輸出入税は總額に於て國庫に幾何の收入あるやと尋ねるに、明治二十三年度の予算に於て百六十余万円に過ぎざりしなり、近年輸出入大に増加せしを以て其收入亦増加せりと雖も彼の六百五十万円の余剰金の中に於ては、實に百六十余万円に過ぎざることなれば、之を全廢して國庫の損失すことは實に此金額なりと見做して可なり、斯の如き少金額を全廢するも國庫に幾何の困難を感ずるぞや、其困難小にして其國家物産上に及ぼす結果大なり、其等の見る所を以てするに輸出入税の如きは何事を差置きても先ず廢棄せざるべからざるものなり、何となれば之を實行せし後に至り貿易振作し輸入税の増加し之を償ふを得るは確然疑ふべからざればなり、世人或ひは曰ふ日本人は無氣力なり耐忍力に乏しと、然れども

我生糸、茶、海産、銅、木蠟、其他万般の輸出品か此の如き苛税を負ひながら能く他の無税輸出国の物産と競争し今日の發達を遂げしことを見よ¹⁾。

田口卯吉をイデオログとする輸出税全廃同盟会は、その結成の主意書において以上のように輸出税の全廃を主張しこれを政府に迫っている。その時は明治二十五年、最初の資本主義的恐慌の生じた二年の後であった。

この主意書が発表されてから一月後には、商業會議所をはじめ

めとする各地方実業団体四四五の支持をえている。その内訳をみると、生糸業団体、茶業組合、昆布会社、木蠟營業人となつていて、全国的規模に及んでいたことが知られる。

右によつて明らかのように、輸出税全廃運動の担い手となつたのは生糸、茶、昆布、木蠟等のマニユファクチュア資本であった。それらは、明治十四年にはじまる紙幣整理を契機とした強力な資本関係の創出過程において政府の保護により上昇・發展せしめられた工場資本とマニユファクチュア資本のうち、後

第1表 茶、昆布、木蠟、生糸の全輸出額にしめる比率

年次	茶	昆布及刻昆布	木蠟	生糸	計
明治10年	18.7	1.7	0.6	41.2	62.2
15年	19.4	1.4	0.9	43.1	64.8
20年	14.4	1.1	0.6	37.0	59.8
25年	8.2	1.0	0.3	39.8	49.3

〔注〕 日本經濟統計總観，P. P. 242～251より作成。

第2表 茶、昆布、木蠟、生糸の商品別輸出増加率

年次	茶	昆布及刻昆布	木蠟	生糸
明治10年	62.2	78.5	49.6	59.2
15年	100.0	100.0	100.0	100.0
20年	108.1	112.0	100.0	119.3
25年	107.0	167.3	87.4	223.4

〔注〕 日本經濟統計總観，P. P. 242～251より作成。

第3表 器械・座繰別生産量比率

年次	器械%	座繰%	合計%
明治22年	38.85	61.15	100.00
23年	40.90	59.10	100.00
24年	38.93	61.07	100.00
25年	44.97	55.03	100.00
26年	47.68	52.32	100.00

〔注〕 帝國第14統計年鑑，松井清編『近代日本貿易史』第1巻P. 171より。

者を代表するものであった。これらのマニファクチュア資本を輸出税全廃運動に駆りたてた基礎的な要因は何であったか。まずこのことを考察しよう。

第4表 ロンドン銀塊相場、金銀比価および物価指数

年次	ロンドン銀塊相場 ペンス	金1対する 銀比価	物価指数 明治元年=100	金を尺度とする 物価指数
明治15年	51.81	18.19	146	—
16	50.63	18.64	136	—
17	50.75	18.57	127	—
18	48.56	19.41	132	—
19	45.38	20.78	134	100
20	44.63	21.13	142	98
21	42.88	21.99	145	96
22	42.13	22.10	149	99
23	47.75	19.76	156	127
24	45.06	20.92	150	105
25	39.75	23.72	159	98
26	35.63	26.47	168	93

〔注〕 貨幣制度調査会報告および日本経済統計総観。
松井清編『近代日本貿易史』第1巻 P. 64より。

第一表にみるように、輸出貿易において漸次減少しているとはいえ、明治十五年—二十五年の間で生糸、木蠟茶、昆布等原料用製品・食料品の比重は高い。そして、明治十五年を基準とする商品別輸出増加率は、木蠟を除き、生糸を頂点として昆布、茶の順となっている（第二表参照）。生糸の輸出増加率の高さは、機械製糸が座繰製糸を圧倒していく推広期の反映とみられる（第三表参照）。

第二表にみた商品別輸出増加率の高さを規定したものは、まず右にのべた生産力の発展がその基礎的条件となっている。それに加えて、この時期に顕著となった銀塊相場の世界的下落が考えられねばならない。第四表によって明らかのように、国内物価が反騰に転じた明治二十年より、金を尺度としてあらわした物価指数は逆に下落している。この価格効果が金貨国への輸出を促進し、全体としての輸出額を増大せしめ出超の主な原因となったのである。

輸出増進にもとづく国外市場の有望性は、決して国際的競争条件のきびしさを緩和するものではなかった。世界資本主義が独占段階に移行する時期において、生糸、木蠟、茶、昆布等の土産的、手工業的商品が世界市場で競争をおこなうときには僅か従価五分の輸出税すら負担となったのである。明治二十五年十二月十七日に衆議院に提出せられた輸出税全廃法律案理由書は、冒頭にこの問題をとりあげている。

「第一」

輸出税は我邦物産を圧縮するの結果あるを以て全廃せざるべからず特有物産に非ざる以上は輸出税は生産者の仕払ふ所也現に我邦生糸には伊太利支那東印度の競争あり昆布には露領シベリヤの競争あり其他の諸品皆然らざるはなし而して茶及昆布の如きは全く之が為に凋衰せり生糸は往きに仏国か伊国生糸に重税を課せしにより稍や活気ありしと雖も本年二月仏国既に之を全廃し伊国亦七月に其輸出税を全廃せり然らば則ち將來我生糸も亦困難に陥らざる可らず是れ本員等が輸出税全廃を希望する所以の第一なり

第二

輸出税は外国物産を保護奨励するの結果あるを以て全廃せざるべからず我邦輸出税の制あるが為に外国同一の物産幾何の保護を受くるや詳細なる統計を得べからず然れども明治九年伊国蠶蚕不利にして我邦大に利し明治二十一年仏国伊国生糸に重税を課し而して我邦又利したることを見れば我生産者の困難は則ち外国同一生産者の利なるや論を俟たず又銅に於ても米、西、英、独、葡等の無税国あり譬へば同一の商店を並べて營業を為すに当り一店に重税を課し一店を無税と為すに於ては其無税者の營業は納税者の哀憫と同一比例に繁栄すべきことは多弁を要せざるなり現今東印度茶及シベリヤ昆布の増殖盛なること亦以て証と為すべし是れ

本員等が輸出税全廃を希望する所以の第二なり⁵⁾

以上わたくしは、輸出税全廃運動を推進した二つの基礎的要因を考察してきた。零細的規模のマニユファクチュア資本がこの運動に結集しうるためには、一方において外国貿易の有望性がそして他方には国際的競争条件が存在しなければならなかった。両者は互に求心力をもち、その条件によってはじめて田口卯吉の論理が指導性を發揮しえたのであった。

ところで第四議會に提出された輸出全廃法律案は、輸出税全廃同盟会上京委員ならびに在京同志の熱心な下工作によって、改進黨、同盟倶楽部、国民協會、芝集会所諸派の賛成代議士百五十余名、さらに自由党中にも二十数名の賛成をうることで、会期中に通過を予想された。しかし、政費節約、民力休養を主張する野党が政府と大衝突を生じたため議事にとりかかることができず閉会となった。

かくして輸出税全廃運動は一時挫折し、明治二十七年の綿糸輸出税撤廃を実現した紡績資本によって最終的に敗北を喫するのである。

何故全国的規模をもった輸出税撤廃運動は成功しなかったか。その原因を究明するために、輸出税全廃同盟会に紡績資本が参加していない事実、そして輸出税全廃法律案にたいして自由党代議士の支持が少い事実をさらに掘り下げることが重要であろう。まず後者の事実から考察していくことにする。

(1) 「輸出税全廃同盟会主意書」、東京経済雜誌第六五〇号

(明治二十五年十一月)。

(2) 東京経済雜誌第六五五号(明治二十五年十二月)はつき
のように報じている。

「輸出税全廃に賛成せる各地方茶業団体は、商業会議所
を初め四百四十五団体にして、其実況左の如し、

東京 商業会議所、商工相談会、茶業組合中央会議所。

京都 実業協会、生糸業団体(五)、茶業組合。

大阪 商業会議所、生糸業各組合、茶業組合

神奈川 生糸業各社(九)、茶業組合

兵庫 生糸業各社(二)、茶業組合

長崎 茶業組合

新潟 生糸業各組合、茶業組合

埼玉 生糸業各社(二)、茶業組合

長崎 茶業組合

千葉 茶業組合

群馬 生糸業各社(廿四)

茨城 生糸業各社(六一)、茶業組合

福島 生糸業各社

宮城 生糸業各社

秋田 生糸業各社

山形 生糸業各社(十五)

明治前期における輸出入税撤廃論争

長野 生糸業各社(百三十九)

山梨 生糸業各社(四十二)

静岡 生糸業各社(八)、茶業組合

岐阜 商業会議所、生糸業各社(七十七)、茶業組合

愛知 生糸業各社(十六)、茶業組合

滋賀 茶業組合

三重 生糸業各社(三)、茶業組合

福井 生糸業各社(四)

石川 金沢商業会議所、生糸業各社、茶業組合

富山 生糸業各社(八)、茶業組合

奈良 生糸業各社(二)、茶業組合

岡山 茶業組合

広島 商業会議所、茶業組合

徳島 茶業組合

愛媛 茶業組合、木蠟營業人

高知 茶業組合

佐賀 茶業組合

福岡 博多商業会議所、茶業組合

島取 生糸業各社(三)、茶業組合

島根 生糸業各社、茶業組合

朽木 生糸業各社(十二)

北海道 昆布会社

- (3) 堀江英一『明治維新の社会構造』、一八〇—一八一ページ。
- (4) 松井清編『日本近代貿易史』第一巻、六四—六七ページ。
- (5) 東京経済雜誌第六百五拾五号(明治二十五年十二月)。

二 自由党の立場

立憲自由党を中核とし改進黨、同盟倶楽部、国民協会等の野党各派が共同したいわゆる民党連合が、第一議會(明治二十三年十一月開会)から第四議會(明治二十六年三月開会)にいたるまで、責任内閣、民力休養、政費節減を主張して政府とたたかつたことは、明治憲政史上において余りにも有名である。

民力休養という場合、それはたんに地租軽減のみでなく、前項でみたように地方マニファクチュア資本の負担となつた輸出税全廃も当然含まれていた。しかし、自由党の要節は、第四議會のはじめに輸出税全廃問題についてもあらわされている。

「輸出税廃止の議其起るや久し、今日に於て其是非利害を論ずる、殆んど六日の葛蒲、十日の菊たるを免れずと雖も、之を執行する速速緩急の序に至りては則ち説あり、吾人は固より輸出税廃止に絶対の反対をなすにあらず、却て理論上其廃止せざるべからざるを信ぜり、要は唯國庫財源の豊穡如何を顧みるのみ、今や輸出税廃止の議將に第四議會に提出せんとす、吾人は縱令六日の葛蒲、十日の菊たるの誹を招くを免れざるも、為に一言を弁じて意見のある処を布陳せざるを得ず」。

かかる詭弁的言辭を弄したのち、輸出税全廃について、まず財政収入の見地から、つぎに工業立國の方針と称するものにしたがって批判している。

最初の批判を聞こう。

「明治廿六年度の歳入予算に拠れば、実に百八十二万円とす、抑も百八十二万円の歳入は、歳計上に於て多額の減少にあらずとするも、今若し之を廢止せば、必ず是れが為めに歳出を節するか、否らずんば他に財源を求めて之を補充せざるべからず、唯徒らに理論に拘泥して、緩急遲速の如何を問はず、直に全廢せむとするが如きは、吾人の甚だ与みせざる処なり、且夫れ一步を進めて廢止すべしとなすも輸出税を全廢すると、或一部の課税を廢止するとは、自ら其間に別なき能はず、果して然らば輸出税の廢止遂に執行する能はざるか、何ぞ夫れ然らむ」

これに対して田口卯吉は鋭くその矛盾をついている。

「余輩は自由党が輸出税全廢の資金なしと云ふを怪しむ、夫れ現今自由党が主張する所を以てせば、政費の節減は蓋し一千万円以上によるが如し、故に地租軽減地備修正二論を行ひたる後と雖も尚ほ能く輸出税を廢止するに足る、然るに尚ほ財源なしと云ふは何ぞや」。

自由党年来の大主張であつた政費節減に何らふれることなく、租税収入のなかで僅かの比率をしめるにすぎない関稅收入に對して輸出税全廢反對を何故かくも拘泥しなければならなかつた

か(第五表参照)。

いま明治十五年を基準として、

米の生産高推移をみると、明治

二十二年一〇八、

明治二十三年一

四〇、明治二十

四年一二四、明

治二十五年一三

五となつてゐる。

第六表の示すよ

うに、凶作の影響

を受けて騰貴

した明治二十三

年を除いて米価

は下落している。

しかしそれは、

明治二十一年以前のような低い水準においてはではない。そして

一町歩当りの地租負担率も明治二十三年以降軽減されている。

にも拘わらず自由党は、民力休養の旗印の下で、明治二十三年

の恐慌と凶作とが相互に重なり合うなかで「無食無銭の窮民」

第5表 租税収入にしろる地租および関税の比重。

年次	地租%	関税%	合計%
明治10年	82.3	4.9	87.2
15年	63.9	3.8	67.7
20年	63.6	6.2	69.8
25年	56.4	7.2	63.6

[注] 日本経済統計総観 P. P. 63--66より作成

第6表 米価騰貴より生ずる地租負担軽減割合表

年次	全国平均米価	1町歩の総収總代価	地租		総収租の対する割合
			円	割	
地租改正の標準	4.19	67.04	10.00	1.49	
明治10年	4.09	65.44	10.00	1.53	
11年	4.70	75.20	10.00	1.33	
12年	5.78	92.48	10.00	1.08	
13年	6.28	100.48	10.00	1.00	
14年	5.36	85.76	10.00	1.17	
15年	4.86	77.76	10.00	1.29	
16年	4.34	69.44	10.00	1.44	
17年	4.33	69.28	10.00	1.44	
18年	5.55	88.80	10.00	1.13	
19年	5.08	81.28	10.00	1.23	
20年	4.71	75.36	10.00	1.33	
21年	4.37	69.92	10.00	1.43	
22年	5.56	88.96	10.00	1.12	
23年	8.15	130.46	10.00	0.77	
24年	6.86	109.76	10.00	0.91	
25年	7.00	112.00	10.00	0.89	
26年	7.08	113.28	10.00	0.88	

[注] 貨幣制度調査会報告, 日本金融史資料第16巻 P. 772

等ふれず輸出税反対に固執する点に、政府と思想的に同じ方向にむかっていたと言いうる。

自由新聞の批判にもどうらう。

「乞ふ更に輸出税を廃すべきものと、否ざる者と、類を分ちて吾人の意見を明にせむ、何をか輸出税を廃すべき性質の物品と言ふや、曰く

天然の粗品（更に人工を加ふべからざるもの）

即ち茶、水産、米穀等の類

全製品 絹織物、綿織物等の類

但し水産の如き重に支那人の手にて輸出せられ直輸出を為さざる物は直輸出を為すか又は直輸出を為すの見込確實なるに非ざれば之を廃せず

是なり、何をか輸出税を廃すべからざる性質の物品と言ふや、

曰く

天然の物産（更に人工を加ふべきもの）生銅、麻皮等の類にして工業の原料たるもの

半製品 生糸、板鋼の類

是なり、以上は我国を以て工業国となしたる大体の方針とす、蓋し天然の粗品に至りては、如何に人工を加へむとするも、更らに加ふるに由なきを以て、之が輸出税を廃するも工業上の利害に關すること稀れなり、又全製品に至りては既に加工せしを以て之を廃せば、大に工業上の發達を助くるの利あり、是に反

して天然の物産及び半製品の如きは、尚ほ人工を加ふべきものたるに拘らず、唯其原料若くは些の工を加へたる物品を無税にて輸出することせば、為めに工業發達上に及ぼす処の影響は頗ぶる大なるものあらむとす、輸出税廃止を唱道するの論者、乞ふ三思せよ。

論者或は難せむ曰く、茶の如きは吾子既に輸出税を廃すべき性質の物品となす、而かも尚ほ之を敢てするは何の意をや、生糸の如きは縱令半製品とするも、輸出品中の最上位に居れり、措て顧みざる果して何の意ぞやと、吾人は之に答へんとす、論者の言は固より其理なきに非ずと雖も、今日日本製茶の売行悪しき如きは、其価格の高きが為に非ずして、寧ろ其粗製濫造の爲めなれば、輸出税を廃するよりも先づ是が改良に着手せざるべからず、殊に紅茶製造の如きは未だ充分我邦に行れざるを以て、却て此等の事を謀るが為に力を用ゆるを得策となす、又生糸の如きは半製品にして之を全製品となし、外國に輸出すべきも、稍製造の業にして急に我國に起り難きの情ありとせば姑らく生糸の儘に輸出せざる可からず、而して我國の生糸は其価の高きが為に、外國市場に勝を制する能はざるに非らず、全く質の粗なるが為めなり、然らば則ち輸出税を全廢するよりも寧ろ製糸の改良に力を用ひ、販路の拡張は直輸出の方向に力を用ゆるを得策とす、是吾人が茶若くは生糸の如き重要物産に対して、輸出税の全廢を敢てせざる所以なり、豈に故らに好みて反対する

者ならむや、吾人の輸出税全廃に於ける意見は実に斯くの如し、然れども若し是を以て急中の急とするの論者あらば、請ふ先づ如何にして国庫の財源を充実すべきやを窮めたる後、宜しく個々の問題を提出せよ、故に吾人の輸出税廃止の議に於ける素より絶対的に反対するに非ざるも、之に代ふべき国庫の財源を看出に困しむを以て、直に是を本年の議會に決行するの一事に至りては、吾人の輒く同意を表し難しとする所以なり、論者幸に吾人を目して徒らに非輸出税廃止論を擧ぐするものと誤認する勿れ。」

工業立国の方針にもとづくと呼ぶ自由新聞の以上の論旨にたいして、田口卯吉は痛撃を加えている。

「夫れ自由記者は前には半製品の輸出を希望せずして、生糸を以て輸出税を課すべきものの部類に加たるにあらざるや、然るに此章に於ては生糸の輸出を奨励するの論者となり、其品質を改良し其直輸出を保護せんとまで明言せり、嗚呼前に半製品を輸出すべからず、全製品として輸出すべしと論じたる自由記者は直に變して半製品の品質を改良し其の直輸出に力を用ひて販路を拡張すべしと云ふに至れり、実に前後撞着にして其の主意果して何を言ふ乎、余輩更に其の意を解する能はざるなり。」

自由新聞の論理にみられる前後撞着は、いったい何に帰因しているか。それはたんに発想法の問題ではなかつた。「我國を以て工業国となしたる大體の方針」は、輸出税全廃反対の口実

として利用されているにすぎない。折しも最初の恐慌に直面した紡績資本がその打開策としてとりあげたのは、綿糸輸出・棉花輸入関税の撤廃であつた。すでに、自由党を代弁者とするその議會工作は進められていた。紡績資本が「綿糸輸出関税免除請願」を提出したのは明治二十四年一月のことであつた。そして棉花輸入関税撤廃については、第四議會において貴族院の握り潰しにあつたけれども、賛成者一〇七名、反対者九七名の差を以て衆議院を通過しているのである。これをもつてみるならば、綿糸輸出に言及しない「我國を以て工業国となしたる大體の方針」がいかに欺瞞に満ちたものであるか自明の理であらう。

(1) 田口卯吉は、「我が經濟雜誌が始めて輸出税全廃論を唱ふるに當り、最初に之に賛成したりしものは自由党の機關たる自由新聞なりき」と列しく非難している（『自由新聞の輸出税論を読む』、東京經濟雜誌第六五三号、明治二十五年十二月十日）。

(2) 「輸出税廃止を論ず」、自由新聞明治二十五年十二月四日号。

(3) 「輸出税廃止を論ず」、前同誌。

(4) 「自由新聞の輸出税論を読む」、前同誌。

(5) 朝日新聞社編『日本經濟統計総観』七〇二ページ。

(6) 井上清『条約改正』、二〇〇ページ。大島清『日本恐慌史論』上、六〇ページ。

(7) 「輸出税廃止を論ず」、前掲紙。

(8) 「自由新聞の輸出税論を読む」、前掲誌。

(9) 大日本綿糸紡績同業連合会報告第六号、明治二十六年二月

月

三 綿糸輸出関税撤廃の実現

明治二十年代に入ってから大阪紡績会社をその典型とする紡績資本の躍進は、運転無数において明治二十一年十二月の一〇四、六三八錠より同二十三年十二月の二四七、六二二錠と飛躍的な増加となつてあらわれた。かかる紡績資本の生産力の飛躍的な発展は、他の産業部門をはるかに追いぬぎ、狭隘な国内市場と衝突するにいたつた。第七表の示すように、綿糸の最終的購買部門はとうてい綿糸生産力の急速な発展に追いつくことができなかった。明治二十三年の恐慌は、かかる不均等発展を基本的要因として発現したのである。

紡績資本は、半封建的地主階級と零細農民の存在が規定する国内市場の狭隘性を打破することによって、危機の突破口を見出そうとはしなかつた。むしろ国内市場よりも国外市場を開拓することが紡績資本の関心事であつた。

「今本邦紡績事業急激増加ノ結果ト外国綿糸ノ輸入ト相待チテ其度ヲ失シ綿物ノ供給遙ニ其需用ニ超過シ遂ニ販路ノ壟塞ヲ告ケ夥多ノ綿糸各社ノ庫中ニ堆積スルニ至ルモ亦止ムヲ得サル

第7表 生産高指数

年次	米	大麦	小麦	蕎	生糸	茶	綿糸
明治10年	87	83	71	70	63	—	29
15年	100	100	100	100	100	100	100
20年	130	122	120	91	167	128	308
21年	126	119	127	89	150	131	424
22年	108	121	129	89	170	125	872
23年	140	91	95	88	187	125	1,309

〔注〕 日本経済統計総観 P. P. 693~742 より作成。

ノ情勢ナリ今試ニ本邦綿布ノ需用高ヲ案スルニ人口四千万人此内五百万ハ手擦糸ヲ以テ其需用ニ供スルモノトシ差引三千五百万人宕入式対度半ノ綿布ヲ要ストセハ其高無慮八千七百五十拾万斤ニシテ之ヲ綿糸俵数ニ改算スルトキハ式拾壹万八千七百五拾俵ニ相当ス是レ本邦人壹ケ年ノ消費高トス之ニ対スル現在将来ノ供給高ハ左ノ如シ

(廿一年) 六万三千八百八拾八

(廿二年) 六万三千八百八拾八

俵

英糸 同(同上) 五万式千四百拾六俵余

金巾類綿織物同(同上) 四万三千俵

(此綿織物碼数七百五拾貳万五千碼ヲ五拾碼ニ付平均式英斤ニ見積リ綿糸ニ換算セリ)

本邦紡績糸(廿三年一月ヨリ十一月迄)ノ製額ニ依リ 九万八千三百八拾四俵

手捺糸 (計算外ニ置ク)

計式拾五万四千八百八拾八俵糸

然ルニ本邦紡績業新設増設全機運転ノ期ニ至ラハ其鍾數ニ拾八万本ニ達シ迄本一晝夜八拾及ノ製額トスルモセケ年尚廿万俵前後ニ達スル難キニ非ス然ル時ハ前記需用ノ全額ニ超過スル事實ニ拾三万俵前後ニシテ供給口ニ其度ヲ失ス前途ノ困難想フヘシ況ヤ一朝商況不振ニ際セハ管業ノ困難実ニ名状スヘカラス現今紡績業ノ困難ハ恰モ前途ノ予徴タルモノノ如シ故ニ該業目下ノ急務ハ本邦綿糸外國輸販ノ拡張ヲ謀ルニ可有之事ト奉存候²⁾。

明治二十四年一月二十二日に大日本紡績連合会理事岡田令高の提出した「綿糸輸出関税免除願」は、かく外國市場開拓の必要性を主張している。

紡績資本が有望な輸出市場と目したのは、「既往十年間ニ凡ソ四倍ノ増加ヲ致セルモノニシテ其増加ノ急進ナル実ニ驚クヘキ義ニ有之由是觀之清國ニ向ヒ本邦綿糸ノ新販路ヲ求ムルハ現今將來本邦紡績業者ノ当ニ勉ムヘキ事ニシテ得失相償ヲ得レハ永ク本邦輸出品ノ一ト相成本邦紡績業ノ基礎モ愛ニ始メテ相定マリ可申ト奉存候³⁾」と述べた清國そして朝鮮であつた。

清國市場において販売を表現するには、競争相手である英國および印度綿糸を打負かさねばならない。紡績資本は清國相場を綿密に調査し、費用引下げをはかるために輸出税廃止を強く希望している。かかる紡績資本の主張は、先進國に独占された

市場に相對的に劣つた技術水準をもつて割り込んでいくためには、僅か從價五分の輸出税すらも重き負担であつたことを意味していた。

他方明治二十四年八月には、「大阪紡績会社に左二十手五柵を去る三十日神戸出帆の尾張丸に積込み厦門日本郵船会社代理店ビーターセン商社へ向け輸出せしが之れぞ内國産の綿糸を同地へ輸出せし嚆矢とす⁴⁾」と報じられているように、海外輸出が開始されて綿糸輸出関税の廃止は紡績資本にとつて焦眉の急となつた。同年十一月二十六日には大日本紡績連合会はその臨時連合会を帝國ホテルにおいて開催し、諸題運動をさらに活潑化するための議決をおこなつてゐる。

このように紡績資本はそのカルテル組織——大日本紡績連合会——によりつつ輸出税全廢運動と別個に独自の綿糸輸出税運動を展開した。そしてついに明治二十七年七月一日をもつてその廢止を實現したのであつた。

これに対して、輸出税全廢運動の指導者田口は、つぎのように批判している。

「政府の提出に係る綿糸輸出税免除法律案は去月廿二日衆議院を、同廿四日貴族院を通過し、而して翌廿五日 天皇陛下の御裁可を得、法律第四号を以て發布せられたり、即ち左の如し、外國に輸出する綿糸は明治廿七年七月一日より海関税を免除す

余輩は綿糸輸出税の免除せられたることを祝せずんばあらず、何となれば是れ余輩の多年主張せる輸出税全廃論の一部分が行はれたるものなればなり、然りと雖も余輩は特に綿糸の輸出税のみを免除せざるべからざるの理由あるを見ず。

田口卯吉は反対の立場を明らかにした後、三井物産会社社員端善次郎氏の「清国綿糸貿易実況報告書」によりつつ綿糸輸出税廃止の効果を論じている。

「同報告に拠れば廿一年以降印度綿糸の清国上海への総輸入高は左の如し、

廿一年 一六六、九四六担

廿二年 二一一、五九八

廿三年十一月迄 三二三、一七五

印度綿糸の輸入は斯く逐年増加せるに、英国綿糸の輸入は之に反して減少せり、即ち左の如し、但し廿三年に於いて稍々生色ありしは同年為替相場の非常に騰貴したる為なるべし、

廿一年 六二、七二一担

廿二年 二六、二一五

廿三年九月迄 三七、一五七

斯く英国綿糸の輸入は減少し、印度綿糸の輸入増加せる原因は一にして足らずと雖も、要するに銀価下落の結果にして、銀貨固たる支那人は金貨固なる英国綿糸を購買するよりは、同く銀貨固たる印度綿糸を購買する方利益なるを以てなり、故に此の

点より観察すれば、印度が銀貨の自由鑄造を廃止せる今日に於ては、支那人等は印度綿糸を購求するよりは我が綿糸を購買するを以て利益とすべきなり、況や我が綿糸の工費は英一斤に付二十手にて平均四錢五厘なりと雖も、印度綿糸の工費は六錢五厘八毛七糸にして、我より遙に高貴なるに於てをや、然らば則ち輸出税ありと雖も、何ぞ我が綿糸が支那に輸出せられざるの理あらんや、否年々多少の輸出あることは外国貿易表を見るを要せずして明かなり、之を要するに我が綿糸の未だ外国に向ひて輸出せられざるものは、内地の需要を満たすに急にして、未だ外国に輸出する程巨額の産出なきが為め、故に今回綿糸の輸出税を免除したるは、綿糸の輸出を奨励する積極策にして、夫の生糸製茶鋼及び昆布等の如く、外国の激烈なる競争に苦しめるものを救済する為めに輸出税を免除せんとする消極策とは、其の緩急目を同うして論ずべからざるなり、余輩は輸出税の有害にして理由なきことを信じ、熱心に其の全廃を主張するものたるを以て区々緩急を論ずるものにあらずと雖も、今日に於て特に綿糸の輸出税を免除せざるべからざるの理由あるを知らざるなり。

田口卯吉の批判は、印度綿糸と日本綿糸との工費比較にのみもついでているが、生産費はその原料費部分が重要な要素をしめる。すでにみたように(本項注4参照)、日本綿糸はたとえ工費が相対的に低廉であっても原料費の高価によって相殺さ

れ、競争上の優位は失われる。したがって、輸出関税は競争上の優劣を決定する重要な要因となっている。この点において、田口卯吉は誤りを犯している。

つきに、田口卯吉の指摘するように、綿糸輸出税の撤廃は綿糸輸出奨励の積極策であったことを認めねばならない。明治十年代における政府の保護奨励を経てようやく発展の軌道にのった近代紡績業を恐慌の行き詰りのままで放置するならば、近代化の推進はとうてい不可能であった。本質的に絶対主義の性格を有する明治政府は、半封建的土地所有の廢絶——国内市場拡大の方向によってその行詰りを打開できなかった。それは、権力の一方の支柱を失うことを意味したから。むしろ、明治政府は、国外市場の開拓によって、矛盾を回避する道を選んだのであった。このことは、生産関係に眼をおった田中卯吉のふれえないところであった。

不均等発展の結果急速に成長した紡績資本にのみ保護を与え、それが政府にとって急務であった。その結果、田口卯吉の念願した輸出税全廃は実現されなかった。このことは、明治政府が輸出マニファクチュア資本を犠牲にして紡績資本保護の道を選んだことを意味した。

(1) 「綿糸輸出関税免除請願」連合紡績月報第二十一号（明治三十四年一月）。

(2) 「綿糸輸出関税免除請願」、前同誌同号。

明治前期における輸出関税撤廃論争

(3) 「綿糸輸出関税免除請願」、前同誌同号。
(4) 「而シテ清国現今ノ市況ニ依ルニ左ノ如キ計算ニ相成

一上海銀六拾兩

但本邦綿糸十六手ヨリ廿手迄平均封度四百入巻櫃上海
ニテ売却代仙

内

上海諸掛

一上海銀貳兩二匁四分 輸入税

但沱担ニ付海関銀七匁海関銀百兩
ニ付上海銀百拾壹兩四匁ノ割

一同三分 碼頭税

一同九分 釐敷料壹ケ月

一同五分 火災保険料

一同三分 仲買口銭千分ノ五

一同九分 売捌手数料、百分ノ一五

小計上海銀三兩七匁七分

差引残上海銀五拾六兩貳匁九分

此洋銀七拾七弗拾仙九厘

但洋銀相場巨弗ニ付上海銀七拾三兩替ノ見込

内地諸掛

一洋銀壹弗拾仙 荷造費但麻布包鉄輸入

一同五拾仙 製造所ヨリ本船迄船賃

第八十五卷 四三七

第六号

五五

一同三弗五拾仙 輸出税

但元価七拾弗ノ見込百分ノ五

一同岩弗拾貳仙 船賃

但倉棚ニ付拾六立方尺トシ四拾

立方尺老噸ニ付洋銀貳弗八拾仙

ノ割

一同貳拾六仙七厘 海上保険料

計六弗四拾八仙七厘

差引残洋銀七拾弗六拾貳仙貳厘

右計算ノ如ク金七拾弗六拾貳仙貳厘ノ手取トナル然ルニ現今内地ノ販売相場ハ七拾三弗内外ニシテ清国輸販ノ方紡績者ノ利益少シ若シ輸出海関税ノ免除ヲ得レハ七拾四弗拾貳仙貳厘ノ手取トナル見込

(「綿糸輸出関税免除請願」、前同誌同号)

つぎに明治二十七年五月における日印綿糸価格の国際比較をみよう。

「今当時(廿七年五月) 某実業家か上海に於て調査したる日孟両糸十六平の原価を比較したるものを掲ぐれば左の如し。

内国製糸一捆	孟買製糸一捆
平均 価 格	平均 価 格
原綿代価六五、二五〇	五九、四一四

普通工費	九、五〇〇	一八、一一一
特計工費	〇、八五〇	—
計	七五、六〇〇	七七、五二五

内地諸掛 五、五〇〇 四、四二四

上海諸掛 五、五四五 五、五四五

合 計八六、六四五 八七、四九五

輸出税免除三、七八〇

差 引八二、八六五 八七、四九四

(「大日本紡績連合会沿革史」(内)、紡績月報一三二一号、明治三十六年七月)

(5) 日本紡績月報二号(明治二十四年八月)。

(6) 松井清『日本貿易論』、六一ページ。

(7) 「綿糸輸出税の免除」、東京経済雑誌第七二八号(明治二十七年六月二日)。

(8) 「綿糸輸出税の免除」、前同誌同号。

四 結 語

以上わたくしは、輸出税全廃運動と綿糸輸出関税撤廃運動の両側面から後者の勝利にいたる過程を分析し、論争の客観的意義を明らかにしてきた。

第四議会の当初輸出税全廃論に反対した自由党の立場が地主階級の利害を代弁し政府につらなるものであったことをまずわ

第8表 輸出貿易品種日大別

年次	食料品 %	原料品 %	原料用 製品 %	全製品 %	その他 の品 %	合計
明治10年	38.60	8.30	45.84	2.73	4.63	100.00
15年	30.25	11.90	49.41	6.61	1.83	100.00
20年	26.28	10.89	45.36	13.53	3.94	100.00
25年	18.44	9.95	48.84	19.76	3.37	100.00
30年	12.89	10.35	50.84	23.03	2.89	100.00
32年	12.65	10.34	51.48	23.30	2.23	100.00

〔注〕 日本経済統計総観 P. 240

たくしは強調した。つきにわたくしは、その地主階級を権力の支柱とする明治政府が何故紡績資本にのみ輸出関税撤廃の保護を与えたかの問題を究明した。

本質的に絶対主義権力である明治政府がその性格を維持しつつ資本主義の不均等発展に対応してブルジョアの発展をとげた点を貿易政策の側面において看取すべきであろう。政府の保護のもとに矛盾の回避を国外市場に求めたことによって、若き産業資本はその再生産軌道に国外市場を定置し

明治三十年代の綿織業の発展へ続く産業革命を達成していった。かかる産業革命の進展にともない、輸出商品の構成において工業製品の占める比率が支配的となり、土産的・手工業的性格が

払拭された後にはじめて田口卯吉の念願した輸出税全廃が実現された¹⁾(第八表参照)。その時は明治三十二年。日本の金融的独立の指標たる金本位制確立の二年の後、そして民族の宿願であった関税自主権確立の年であった。

(1) 小林行昌『関税経済論』三五五ページ。

以上